

(写)

福島賃審発第11号  
令和6年8月9日

福島労働局長  
井口真嘉 殿

福島地方最低賃金審議会  
会長 熊沢 透



福島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け福島労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、上記結論については、全会一致に至らず、採決によるものであることを申し添える。

福島県最低賃金

- 1 適用する地域  
福島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり
- 7 政府・福島県への要望  
福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、以下の要望を行う。  
政府においては、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、
  - ① 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性について  
は労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
  - ② 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援

する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望すると併に、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金及び種々施策の周知等の徹底を行うこと。

- ③ 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化すること。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要であること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善すること。
- ④ 社会・企業において個人に求められる知識・技能が短期間で目まぐるしく変化する中では、誰しもが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努めることが期待されている。また、人手不足の中、特に中小企業では、それぞれの産業で基本的な自動化技術や、生成AI・RPAを利用できる労働者の割合が低いことから、教育訓練給付の拡充・拡大することにより、在職期間中や現場労働者のリ・スキリングの強化などを行うとともに、教育訓練給付金や人材開発支援助成金など人材への投資に関する助成金等の周知を徹底すること。
- ⑤ 助成金等については、不断の検証を行い、必要に応じて見直し、また改善を図ること。
- ⑥ 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すこと。さらには、「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むこと。B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと、また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を行うこと。
- ⑦ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進すること。
- ⑧ 事業主における社会保険料・税の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。
- ⑨ 改定された最低賃金額について、県内の労働者及び事業場が知らないということがないよう、所轄労働基準監督署及びハローワークを含む福島労働局にお

いて幅広い周知を図るとともに、最低賃金の計算方法も含め、事業場に対して、丁寧かつきめ細かな啓発を行うこと。

また、福島県においては、

- ① 厳しい経営状況にある事業者支援のために、即応性・実効性の高い独自の支援策並びに独自の技術開発・特許の取得、人材育成など企業の稼ぐ力の向上につながる支援等の検討を行い、積極的に取り組むこと。
- ② 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を行うこと。
- ③ 地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

(写)

福島賃審発第 12 号 - 3  
令和 6 年 8 月 9 日

福島労働局長  
井口真嘉 殿

福島地方最低賃金審議会  
会長 熊沢透

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 29 日付けをもって諮問のあった福島県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 21 条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(写)

福島賃審発第12号-5  
令和6年8月9日

福島労働局長  
井口真嘉殿

福島地方最低賃金審議会

会長 熊沢透

福島県自動車小売業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月29日付けをもって諮問のあった福島県自動車小売業最低賃金に係る最低賃金法（昭和34年法律第137号）第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福島県自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

福島労発基0809第2号  
令和6年8月9日

福島地方最低賃金審議会  
会長 熊沢透 殿

福島労働局長  
井口真嘉

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、  
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金  
(平成20年福島労働局最低賃金公示第2号)

福島県自動車小売業最低賃金  
(平成20年福島労働局最低賃金公示第4号)